

核燃料物質等の運搬に関する届出等の取扱要領

昭和62年 1 月 25 日

埼例規第 1 号・保

警 察 本 部 長

核燃料物質等の運搬に関する届出等の取扱要領の制定について（例規通達）

この度、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）の一部が改正されたことに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、昭和62年 1 月 25 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、核燃料物質等の運搬の届出等に関する事務取扱要領（昭和54年埼例規第22号・保）については、廃止する。

別添

核燃料物質等の運搬に関する届出等の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬に関する運搬届出書等の受理、運搬証明書の交付、核防護に関する指示、警察官の現場措置等について必要な事項を定めるものとする。

第2 運搬届出書等の受理、送付及び意見の照会、回答

- 1 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下同じ。）から、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号。以下「府令」という。）第2条に規定する運搬届出書（以下「運搬届出書」という。）府令第5条に規定する運搬証明書書換え申請書（以下「運搬証明書書換え申請書」という。）又は府令第6条に規定する運搬証明書再交付申請書（以下「運搬証明書再交付申請書」という。）の提出を受けた場合は、運搬証明書、運搬証明書書換え申請書又は運搬証明書再交付申請書（以下「運搬届出書等」という。）の記載内容を確認した上、必要により訂正させて受理するものとし、他の関係公安委員会に係る運搬届出書等については、当該公安委員会あて速やかに送付するものとする。
- 2 保安課長は、当該運搬届出書を提出した原子力事業者等に対する指示事項を把握するため、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）並びに地域部地域総務課長及び交通部交通規制課長（以下「関係課長」という。）に対し、意見照会書（別記様式第1号）により必要な事項を照会するとともに、発送地、通過地及び到達地を管轄する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「関係署長等」という。）に対し、届出内容を通知するものとする。
- 3 警備課長及び関係課長は、意見照会書を受理した場合は、所掌する事項について調査、検討の上、3日以内に意見照会回答書（別記様式第2号）により保安課長あて回答するものとする。この場合において、警備課長は、意見照会書が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第2条に規定する防護対象特定核燃料物質（以下「防護対象特定核燃料物質」という。）に係るものであるときは、特

に慎重に検討し、回答するものとする。

- 4 保安課長は、核燃料物質等の運搬の発送地を管轄する公安委員会（以下「発送地公安委員会」という。）を経由して運搬届出書等を受理した場合は、前記2に準じて照会し、これを受理した警備課長及び関係課長は、前記3により回答するものとする。

第3 運搬証明書の交付及び送付

- 1 保安課長は、警備課長及び関係課長から回答を受けた場合は、これを集約して総合的に検討した後、災害を防止して公共安全を図る必要があると認めるときは、府令第3条に規定する運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）に、府令第4条に規定する指示事項を記載して、原子力事業者等に交付するものとする。この場合において、他の関係公安委員会から送付された運搬証明書については、併せて交付を行うものとする。
- 2 保安課長は、前記1の運搬証明書が防護対象特定核燃料物質に係るものであるときは、指示事項について警備課長と事前に協議するものとする。
- 3 保安課長は、警備課長及び関係課長から発送地公安委員会を経由して受理した運搬届出書等に関する意見照会書の回答を受けた場合は、前記1及び2に準じて指示事項を運搬証明書に記載した後、発送地公安委員会に送付するものとする。

第4 指示事項の通知等

保安課長は、他の関係公安委員会又は発送地公安委員会と連携を図り、運搬証明書の交付前においては、指示事項の通知、調整に努めるとともに、運搬証明書の交付後においては、災害の発生、社会情勢の変化等による指示事項の変更、追加等を早急に連絡、調整するものとする。

第5 運搬証明書書換え申請書等受理上の留意事項

- 1 保安課長は、運搬証明書書換え申請書の提出を受けた場合で、記載内容が次の一に該当するときは、これを受理しないものとし、新たに、運搬届出書を提出させるものとする。
 - (1) 書換えの内容が、運搬する核燃料物質等の変更、発送地又は到達地の変更等、既に届出のなされた運搬の内容と基本的同一性を失うとき。
 - (2) 運搬の日時を2週間以上変更するとき。
- 2 保安課長は、運搬証明書の喪失・汚損又は盗取に伴う運搬証明書再交付申請書の提出を受けた場合で、汚損のときは、当該運搬証明書の添付を確認するものとする。

第6 旧運搬証明書等の受理

保安課長は、運搬証明書の再交付又は交付を受けた者等から、政令第50条に規定する旧運搬証明書又は運搬証明書を返納された場合は、これを受理するものとする。

第7 警察官の現場措置

- 1 警察官は、核燃料物質等による災害を防止し、及び核燃料物質に含まれる防護対象特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該運搬車両を停止させ、運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、その記載内容に従って運搬しているかどうかについて検査するものとし、又は緊急事態が発生したときは、応急措置として必要な限度で、運搬経路の変更等を命じるとともに、その状況を速やかに警察署長に報告するものとする。
- 2 警察官は、核燃料物質等を運搬している車両の停止及び検査に当たっては、特に、交通事故の防止、保安の確保等に配慮し、安全な場所を選定して実施するものとする。

第8 報告の徴収

- 1 保安課長は、工場等の外における核燃料物質等の運搬において、次のいずれかに該当する事象が発生した場合は、運搬届出書等を提出した原子力事業者等（核燃料物質等の運搬を委託された者を除く。）に対し、その旨を直ちに報告させるとともに、当該事象が発生した日から10日以内に、事象が生じた日時、場所及びその状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置について書面で報告させるものとする。
 - (1) 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じること。
 - (2) 核燃料物質等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。
 - (3) 防護対象特定核燃料物質の運搬が妨害されること。
 - (4) 核燃料物質等の異常な漏えいが生じること。
 - (5) その他核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれが認められること。
- 2 保安課長は、前記1により報告を受理した場合は、その内容を警備課長、関係課長及び関係署長等に連絡するとともに、発送地公安委員会、警察庁及び関東管区警察局あて通報（報告）するものとする。

第9 立入検査

- 1 保安課長又は警察署長は、当該警察職員を核燃料物質等（防護対象特定核燃料物質を除

く。)の取扱い事業者の事務所又は事業所に立ち入らせ、運搬の車列の編成、積載方法、携帯書類等の検査のほか、運搬従事者に対する教育及び訓練、防護具の管理、当該事業所内の道路状況等について調査させるものとする。

2 警備課長は、当該警察職員を防護対象特定核燃料物質の取扱い事業者の事務所又は事業所に立ち入らせ、前記1の要領により調査させるものとする。

3 警察職員は、前記1及び2により立入検査を実施する場合は、警察手帳又は身分証明書を携帯するものとし、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

第10 意見の陳述等

1 警備課長は、保安課長と相互に緊密な連絡をとり、防護対象特定核燃料物質に係る事業者が講じる防護措置、事業者が策定する核物質防護規定、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣(以下「主務大臣」という。)が行う核物質防護規定の変更命令、事業者の選任する核物質防護管理者の規定の運用に関し、主務大臣に対する意見陳述を要する事項がある場合には、警察庁に報告するものとする。

2 警備課長は、警察庁から核物質防護規定の認可(変更の許可を含む。)、核物質防護管理者の選任又は解任の届出に基づく通報を受理したときは、速やかにその旨を保安課長に連絡するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和62年1月25日から実施する。

実施日(平成4年8月31日埼例規第55号・務)

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日(平成6年10月28日埼例規第48号・務)

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日(平成9年3月31日埼例規第35号・務)

この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。

実施日(平成12年3月31日埼例規第35号・務)

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日(平成13年1月4日埼例規第1号・総)

この例規通達は、平成13年1月6日から実施する。

実施日(平成17年3月29日務第657号)

この例規通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成17年11月30日生環一第995号）

- 1 この通達は、平成17年12月1日から実施する。
- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）附則第5条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「旧法」という。）第66条第2項において準用する旧法第59条の2の規定の適用については、この通達による改正前の核燃料物質等の運搬に関する届出等の取扱要領の規定は、なおその効力を有する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月29日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】